

憲法問題プロジェクト「中間提言」の概要と今後の課題

金子 匡良

要約

昨年五月、国会の憲法調査会が最終報告書を公表し、また十一月には自民党が「新憲法草案」を公表するなど、ここ数年、憲法改正論議がにわかに高まっている。部落解放・人権研究所では、この問題について調査・研究を行うために、二〇〇四年に「憲法問題プロジェクト」を設置し、検討を重ねている。同プロジェクトは、二〇〇六年一月に「中間提言」のうち、天皇制、平和主義、人権、地方自治などの論点について、個別的な論点に対する考えを示した。本稿では、この「中間提言」のうち、今後検討すべき課題を提示する。その内容を概説するとともに、今後検討すべき課題を提示する。

一 プロジェクトの目的

ここ数年来―特に国会に憲法調査会が設置された二〇〇〇年以降、憲法改正論議が活発になっている。こうした社会状況・政治状況の中で、部落解放同盟もしくはその周辺から何らかの反応を示さなくていいのかという問

題意識に基づいて、二〇〇四年に部落解放・人権研究所の中に憲法問題プロジェクトが設置されることとなった。このプロジェクトにおいては、部落解放運動に携わってきた人間として、憲法について何が言えるのか、もしくは言わなければならないのかを念頭において議論を重ねてきた。現行憲法において私たちが守るべき事項は何なのか、仮に変えることがあるとするならば、それは何なのか。そうした問題について、護憲か改憲かの二者

択一ではなく、複眼的思考で検討してこうというのがこのプロジェクトの目的である。

本プロジェクトは、二〇〇四年一二月から検討を開始し、二〇〇六年の年頭に中間提言をまとめた。この中間提言の内容を概説し、各方面からご意見とご批判をいただくことによって、それを最終提言に向けた糧にしようというのが本稿の趣旨である。

なお、この中間提言を執筆されたのは、主として香川大学名誉教授の高野眞澄先生であるが、文責はプロジェクト全体として負っている。

二 憲法論議への基本姿勢

憲法を議論するに際して、まず明確にすべきことは、現行憲法に対する私たちの評価であろう。この点、現行憲法は、部落解放運動に対して、自主解放の手がかりを与えてくれた。具体的にいえば、憲法一四条が定める法の下の平等である。天皇を頂点とする華族制と家制度を基本とする明治憲法下では、天皇からの距離によって身分の卑賤が定められていたが、憲法一四条で法の下の平等が謳われたことにより、それに触発されて、部落解放運動を含めた平等を求める様々な運動が、戦後、活発に

展開されることとなった。この点については、現行憲法を高く評価しなければならない。これがこの中間提言の基本認識である。

また、現行憲法は、明治憲法とは比較にならないほど豊かな人権規定を有し、種々の権利・自由を市民に保障している。加えて、憲法史上、他に例を見ない徹底した平和主義を採用し、戦争の放棄と戦力の不保持を宣言している。こうした条項を武器として、戦後、人権運動や平和運動、あるいは環境保護運動などが市民の手によって積み上げられ、日本の人権状況や民主主義の向上に寄与してきたのである。このように、現行憲法は様々な局面において、市民運動の武器となり、また市民の生命と安全を守るための砦となってきた。憲法論議に際しては、こうした現行憲法の果たしてきた積極的意義を忘れてはならず、その点は本プロジェクトに通底する共通認識となっている。

三 議論すべきポイント

しかしながら、現行憲法の意義を高く評価するとしても、戦後六〇年を経て、憲法について種々の問題点や限界点が指摘されていることも、また事実である。そうし

た個別的な議論について、中間提言では以下のような見解を示している。

まず第一に、憲法の存在意義についてであるが、憲法はそもそも権力を縛るルールであるということを経済論の大前提にしなければならぬ。一方、権力さえ縛っていればよいのかという問題も指摘されている。今日の社会では、非権力的な差別や人権侵害、すなわち私人間の差別や人権侵害が多発しており、そうした問題に憲法がどのような役割を果たせるのかという論点も無視するわけにはいかない。この点を憲法にどう盛り込むかが、最終提言に向けた一つの課題である。

第二の論点は、現行憲法が有する自国民中心の側面をどのように考えるかという点、換言すれば、今の憲法は「日本国民のためだけの日本国憲法」になってはいないかという問題である。これからの国際化社会においては、外国人を含めたすべての人のための日本国憲法という視点を持つべきであり、それを憲法の中にどのように反映させていくかを議論しなければならない。

第三の論点として、これまで国と国民の関係性を中心に構成されてきた憲法の構造に、国際社会と自治体という新たな要素を組み入れて、国際社会、国、自治体という広い視野の中で憲法を考えていくべきではないかとい

う問題がある。国家の役割を相対的に低減させ、国際社会と地方自治体へ既存の国家機能を分散化していくことが必要ではないかという問題提起である。

四 個別的な提言

では、中間提言では各論的にどのような提言を行っているかであるが、紙幅の都合上、主要なものに限って、以下解説を加えていく。

第一に、天皇制についての私たちのスタンスは、天皇制はそもそも国民主権と相容れないものである。国民主権とは、簡単にいえば、この国の持ち主は国民であるという概念であるが、そのことと天皇制という制度は、どうしても原理的に相容れないのではないかと考えている。その結果として、天皇制は漸次的に廃止する方向に向かわせるべきではないかというのが、中間提言の結論である。ただし、中間提言では、その具体的なプロセスを示しているわけではない。いずれにしても、憲法論議においては、天皇制もタブー視することなく、活発な議論の俎上にのせていかなければならない。

第二に、憲法九条の問題については、少なくとも現存する自衛隊が海外で武力を行使することは認められない

というのが基本的な主張である。自衛隊は、本来の設立目的である国防衛のための必要最低限度の実力の範囲に限定しなくてはならない。しかし、憲法九条の意図するところは、単に日本の平和だけを考えた「一国平和主義」とどまるものではない。九条は世界に対する不戦の誓いであり、この理念を世界に広げべく、九条を礎として、平和外交を積極的に進めていくことが求められる。

第三に、憲法一四条については、そこに規定された差別の禁止を徹底していく一方、差別禁止の実効性をより高めるために、国籍差別など一四条には明記されていない差別禁止事由を付加することによって、一四条の充実化を図るという改正が考えられる。あるいは、国際人権法上の大原則となっている「内外人平等原則」を憲法に採り入れることも検討すべきであろう。

また、部落解放運動の視点に立てば、出身地や現在及び過去の居住地等を禁止すべき差別事由に含め、一四条を部落差別の解消に向けた根拠として、より明確に位置づけるということも検討の対象としてよいであろう。悪質な身元調査が横行していることを考えれば、出身地や居住地に基づく差別の反社会性を明示することの意味は少なくないと思われる。

第四に、二四条に定められた家庭生活における個人の尊厳と、男女の本質的平等についてであるが、戦前からの家制度を否定したこの条文は、戦後社会において、特に重要な意義を持っていた。戦前は、国家の中に身分の階層が存在したと同様に、家の中においても家長を頂点とする男尊女卑の序列があった。そうした家制度を廃止し、家という生活の基本単位における男女の本質的平等を謳ったのが、この二四条である。

一方、現代社会では、さまざまな要因に基づいて家族、家庭の崩壊が言われている。こうした問題を前にして、二四条をどう考えていけばいいのか。家という桎梏からの個人の解放だけではなく、崩れつつある家庭に対して、憲法は何らかの理念を示しうるのか。それが今後の検討課題であると思われる。加えて、男・女という二分法だけでは捉えられない性的マイノリティの問題についても、二四条を考えるとときには重要な検討課題となるであろう。

第五に、憲法二五条、生存権の問題がある。生存権とは、国民が健康で文化的な最低限度の生活を有する権利であり、私たちが生存していく上での最低限の必要条件を権利として保障したものである。

しかし、現在の社会状況を考えると、果たして一

人ひとりの現存する国民に対する生存権保障だけではないのかという問題が浮かび上がってくる。そうではなく、環境保全、自然との共生といった広い目で人間の生存を捉えていくべきではないか、また現存する私たちだけでなく、次の世代の生存権保障という世代を超えた視点も必要になってくるのではないだろうか。現行憲法が制定されたときには、そこまで広い問題意識を持っていなかったわけであるが、環境破壊やエネルギーの枯渇という事態を念頭に置いた場合、憲法は領域的にも時間的にも、もっと広い視野を持つべきではないかというのが、私たちの提言である。

第六に、国民の義務について、現行憲法には、扶養する子女に教育を受けさせる義務、納税の義務、勤労の義務という三つの義務が定められているが、自民党の保守派の中には、それでは義務規定が足りないと考え、向きが非常に多く、更なる義務規定を盛り込むべきだと声高に叫ばれている。しかし、そのような考え方は、憲法はそもそも国家権力を縛る鎖であって、国民を縛る道具ではないという立憲主義思想に反するものである。憲法の義務規定については、それを削除することは考えられても、いま以上に増やすということは、憲法の存在意義をまったく理解していない本末転倒な主張であるといえ

る。

第七として、地方自治の問題がある。日本においては、相対的に地方自治の歴史が浅く、現実政治においても、地方が国に対して自由にものを言えるようになったのは、一九七〇年代からである。それまでは、各自治体は国に従属するものであるとの意識が、政府はもちろんのこと、自治体の現場や私たちのなかにも強かった。しかし、私たちの日々の生活は、いうまでもなく地域社会を基礎として成り立っており、その地域が豊かになっただけでなければ、生活の質的向上を図ることはできない。そのような発想のもとに、地方自治をさらに進め、真に市民の人権と生活が保障されるまちづくりを行わなければならない。そして、こうした「人権のまちづくり」が、ひいては人権が保障される国づくりに繋がっていくのである。私たちの提言では、地方分権を通じて、そのような人権のまちづくりを実現することを提唱している。

第八に、憲法改正について、私たちの提言ではその手続の実効化を主張している。現行憲法では、国民が部分的に憲法改正手続に関与することができるが、それは国会によって発議された憲法改正案に対して、イエスカノーかの投票ができるという限定的なものに過ぎない。しかし、国民主権の意義を正面から捉えるのであれば、国

民の側に具体的な憲法改正案を発議する権限があってもいいのではないだろうか。実際に、諸外国には、国民に憲法改正の発案権を付与している国も存在しており、日本国憲法においても、そうした方向での検討を視野に入れるべきであろう。

その他、中間提言では、これまでに提示されてきた種々の憲法問題について、私たちなりの見解を示している。

まず、首相公選制については、この制度の導入は好ましくなく、むしろ現在の議院内閣制をうまく使いこなしていくことの方が望ましいのではないかと考えている。また、国民投票制度などの直接民主主義的な要素を拡充して、現在の「代議士主権」ではなく、国民の意思を国政の回路の中に効果的に注入していけるような制度を模索していくべきではないかと提言している。

最後に、私たちの提言では、人権委員会などの人権擁護機関を憲法上の機関として設置する可能性を探求している。現行憲法では、内閣、裁判所、国会、会計検査院などを憲法上の必置機関として定めているが、その一つとして、人権委員会を設置することを議論してもいいのではないだろうか。実際にフィリピンや南アフリカなど、人権委員会を憲法上の機関としている国も出てきている。二一世紀を人権の世紀としていくためにも、人権

委員会の設置と、その地位の独立性を保障することは、不可欠の課題である。

五 まとめ

中間提言は憲法問題プロジェクトとして提示したものであり、これについてプロジェクトのメンバーでもある筆者が、個人的な見解を述べることは混乱を招くかもしれないが、本稿のまとめに代えて、若干の私見や感想を示すことをお許しいただきたい。

第一に、提言の基本的スタンスの選択についてであるが、プロジェクトでは、護憲・改憲の二つの伝統的スタンスのうち、どちらに軸足を置くべきなのかということに対しては詰めた議論をしていない。これには政治的な問題も絡んでくるため、護憲・改憲どちらに重きを置いて、運動や研究を進めていくべきなのか、私たちも悩んでいるところである。

昨年十一月、自民党は「新憲法草案」を公表したが、現在の国会における勢力図を考えれば、今後の憲法論議は自民党のこの草案を一つの軸にして展開されていくと予想される。自民党草案は、これまでの同党の憲法に關する文書から比べれば、比較的穏当なものであり、天皇

の元首化といった自民党従来の保守的主張は表に出ていない。しかしながら、政教分離原則の緩和や自衛軍の保持など、現憲法の根本原理に改変を迫る改正案も含まれている。憲法改正というゴールが先に設定され、具体的な中身の議論がそれに引きずられているような現状のなかで、解放運動の立場からいかなる憲法論議を打ち出していくかという戦術論も、今後の重要な検討課題であろう。

第二に、憲法事項と法律事項の選択について、提言では明確な線引きをしていない。巷の憲法改正論議をみると、本来、憲法の問題ではないことまでが憲法問題として語られている。例えば、自民党の一部には、学級崩壊も家庭崩壊も、何もかも憲法が悪いかのような極論があるが、いうまでもなく、学校現場や家庭で起こっている問題の解決は、憲法が直接関与する問題ではなく、法律で対処すべき問題である。憲法を改正したからといって、児童虐待や学級崩壊がなくなるわけではない。私たちの提言を含めて、憲法論議においては、憲法問題として語るべきことと、法律問題として語るべきこととの分け目について、詰めた議論が必要であると思われる。

第三に、部落解放運動との関連性について、中間提言では憲法一四条が非常に重要な意味を持っていたと述べ

ているが、解放運動の視点から、他に付け加えるべきこととはないだろうか。例えば、憲法二五条の生存権の問題でいえば、健康で文化的な最低限度の生活を求めて解放運動は闘ってきたという一面がある。また、解放運動がそうした闘争をしてきた結果、日本における「健康で文化的な最低限度の生活」の水準は、かなり向上したといえる。これは、部落解放運動の一つの功績といえるであろう。そうした功績に基づいて、憲法二五条について解放運動の立場から何をいえるのか、あるいは何をいうべきなのか。そのような点について更に突き詰めた議論をする必要があるであろう。

最後に、憲法を語る上で避けることができないのが九条であるが、これは非常に悩ましい問題である。私たちの提言では、現在の自衛隊は暗黙のうち認めたくうえで、それを国家にとって必要最小限の自衛力にとどめるべきであると述べているが、論者のなかには、そもそも自衛隊は憲法違反ではないかという意見もある。一方、それとは逆に、自衛隊のための一定の実力を保持することは、国家としての自然権であり、憲法が自衛隊を否定していないことは理の当然であるという見解も存在する。この悩ましい問題に対して、私たちはどう考えていけばいいかについて、プロジェクトの中でも徹底した議論はでき

ていない。九条が日本国民に何を指し示しているかをもう一度一から考え直し、現存する自衛隊を現状維持とするのか、削減するのか、即時解散とするのか、ありうる様々な政策論についても考えていかなければならないだろう。それに加えて、自衛隊を国際協力の名の下に海外に派遣すべきか否か、派遣する場合はどこまでの活動に参加すべきなのかといった問題についても、検討する必要があるであろう。

いずれにしても、憲法を語る上で忘れてはならないことは、憲法は私たち市民が国家に突きつけるものであり、国家から下げ渡されるものでは決してないということである。そうであるならば、憲法を生きた規範にできるかどうかは、私たち自身の意思と活動にかかっているといえる。護憲か改憲かという二分法的な議論の前に、そうした大前提を確認しておくことが何よりも大切であろう。一部保守派の議論は、こうした立憲主義の基本ルールから逸脱している面がある。私たちは、そうした勢力の示す改憲案そのものを批判するとともに、憲法の論じ方についても批判の矢を向けていかなければならない。

以上、概説してきたように、私たちの議論はまだ道程の途上にあり、お示しした提言も文字通りの中間的なものである。引き続き、丹念かつ活発な議論を続け、最終

提言に結びつけていきたいと考えている。各方面、とりわけ人権と差別の問題に取り組んでこられた方々からのご意見やご批判を賜ることができれば幸いである。